

目 次

悩みはひとりで背負わないで	1
平成 25 年労働組合基礎調査の結果について	2
茨城県立産業技術短期大学校・産業技術専門学院のご案内	3
「パートタイム労働法」に沿った雇用管理のご点検を!	4
労働委員会の窓から	5
平成 25 年における労働委員会の活動状況を報告します	6
労働委員会制度について	7
勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう	8

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

(公財)茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階	月～土 10:00～18:00 (日・祝日除く)	1 回につき 3,000 円 (税抜)	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申し込みください。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 2 階小会議室 (1 階は中央労働金庫 牛久出張所)	月 1 回実施 H26 : 3/11・4/14・5/12・ 6/9・7/14・8/11・ 9/8・10/20・ 11/10・12/8 H27 : 1/19・2/9・3/9 13:00～17:00		
				受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階

電話 : 029-225-8580

URL : <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>

平成 25 年労働組合基礎調査の結果について

1 調査の概要

この調査は、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、県内におけるすべての労働組合を対象として毎年 6 月 30 日現在で実施しています。

2 結果の概要

労働組合数、労働組合員数状況

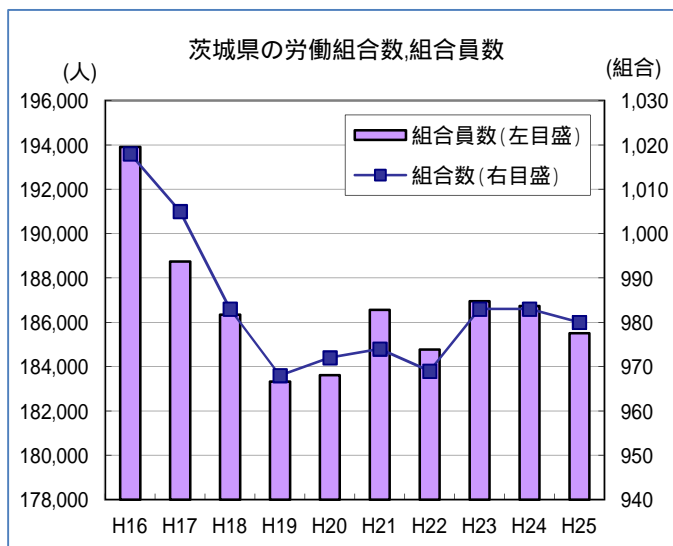
茨城県内の労働組合数は 980 組合で、前年に比べ 3 組合（ 0.3%）減少しました。

労働組合員数は 185,505 人で、前年に比べ 1,221 人（ 0.7%）減少しました。

表 1 過去 10 年間の労働組合数、組合員数の推移

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H16	1,018	-0.4%	193,914	-2.1%
H17	1,005	-1.3%	188,734	-2.7%
H18	983	-2.2%	186,340	-1.3%
H19	968	-1.5%	183,328	-1.6%
H20	972	0.4%	183,616	0.2%
H21	974	0.2%	186,556	1.6%
H22	969	-0.5%	184,761	-1.0%
H23	983	1.4%	186,948	1.2%
H24	983	0.0%	186,726	-0.1%
H25	980	-0.3%	185,505	-0.7%

グラフ 1 過去 10 年間の労働組合数、組合員数の推移



パートタイム労働者の状況

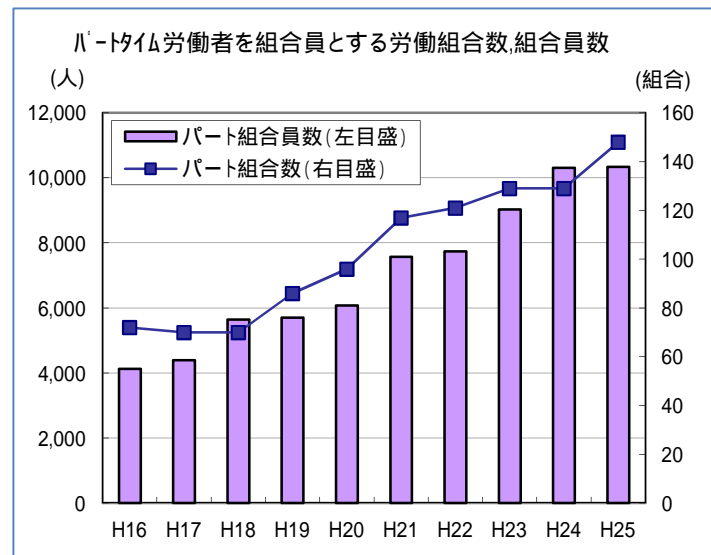
のうち、パートタイム労働者を組合員としている労働組合（パートタイム労働組合）数は 148 組合で、前年に比べ 19 組合（14.7%）増加しました。

パートタイム労働組合員数は 10,338 人で、前年に比べ 32 人（0.3%）増加し、平成 17 年から 9 年連続の増加となりました。

表 2 パートタイム労働者を組合員とする労働組合数、組合員数の推移（表 1 の内数）

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率 (%)	(人)	対前年増加率 (%)
H16	72	1.4%	4,123	-2.5%
H17	70	-2.8%	4,393	6.5%
H18	70	0.0%	5,638	28.3%
H19	86	22.9%	5,697	1.0%
H20	96	11.6%	6,073	6.6%
H21	117	21.9%	7,569	24.6%
H22	121	3.4%	7,737	2.2%
H23	129	6.6%	9,025	16.6%
H24	129	0.0%	10,306	14.2%
H25	148	14.7%	10,338	0.3%

グラフ 2 パートタイム労働組合数、組合員数の推移



県内労働組合の皆様には、調査にご協力いただきありがとうございました。

平成 26 年の調査にもご協力賜りますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

茨城県労働政策課労働経済・福祉グループ
TEL : 029-301-3640

茨城県立産業技術短期大学校・産業技術専門学院のご案内

産業技術短期大学校と県内に6校ある産業技術専門学院では、ものづくり人材の育成を推進しています。少人数指導で専門的な知識・技能の習得、資格取得をサポートし、技能者としての就職を目指します。興味のある方はぜひ訓練の様子を見学に来てください。

産業技術短期大学校

IT分野の実践的なカリキュラムで専門性を高め、開校以来、就職率100%を達成しています。

産業技術専門学院

機械・金属加工，電気，電子制御，自動車整備などの多様なコースで専門的な技能者を育成しており，ものづくり企業へ就職を目指します。

上記のほか，在職者向けの訓練や求職者向けの訓練も実施しています。

詳しくは，下記までお問い合わせいただくか，HPをご覧ください。

日立産業技術専門学院

〒316-0032 日立市西成沢町 3-9-1
TEL: 0294-35-6449
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/hsangi/>

産業技術短期大学校

〒311-1131 水戸市下大野町 6342
TEL: 029-269-5500
<http://www.ibaraki-it.ac.jp/>

産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院

〒311-1131 水戸市下大野町 6342
TEL: 029-269-2160
<http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

筑西産業技術専門学院

〒308-0847 筑西市玉戸 1336-54
TEL: 0296-24-1714
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shsangi/>

古河産業技術専門学院

〒306-0126 古河市諸川 1844
TEL: 0280-76-0049
<http://business2.plala.or.jp/sangisen/>

土浦産業技術専門学院

〒300-0849 土浦市中村西根番外 50-179
TEL: 029-841-3551
<http://www.t-gakuin.ac.jp/>

鹿島産業技術専門学院

〒311-2223 鹿嶋市大字林 572-1
TEL: 0299-69-1171
<http://business2.plala.or.jp/kasigise/>

茨城県商工労働部職業能力開発課

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL: 029-301-3661
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shokuno/shokuno.htm>

訓練の様子はブログなどで紹介しています。ぜひご覧ください！！

「茨城県ものづくり人材育成ブログ」

<http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>



パートタイム労働者を雇用している事業主の皆様

「パートタイム労働法」に沿った雇用管理のご点検を！

パートタイム労働者は、雇用者全体の4分の1以上を占め、パートタイム労働者の役職者もみられるなど、その働き方は、近年特に多様化・基幹化しています。

そのような中、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法では次のようなことを定めています。

1. 労働条件に関する文書の交付等（パートタイム労働法第6条）

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書の交付などにより明示しなければなりません。

ポイント1) 文書の交付は、初めて雇い入れたときだけではなく、労働契約更新時にも必要です。

ポイント2) 期間の定めのある雇用契約の場合、それぞれ契約期間中の有無を明示してください。
例えば、「契約期間中の昇給はないが、契約更新時に時給をアップすることがある場合」は、「昇給なし」と明示することになります。ただし、このような場合は、契約更新時に時給がアップする可能性があることについて説明を加えておくことが望ましいでしょう。

2. 正社員への転換（パートタイム労働法第12条）

事業主は、雇用するパートタイム労働者に対し、正社員への転換を推進するための措置を講ずることが義務付けられています。

ポイント1) 具体的には、次の～のいずれか1つ以上の措置が必要となります。

正社員を募集する場合、その募集内容をパートタイム労働者にも周知
正社員ポストを社内公募する場合、パートタイム労働者にも応募の機会を与える
パートタイム労働者が正社員へ転換するための試験制度
その他、正社員への転換を推進するための措置

ポイント2) パートタイム労働法第12条については、講じた措置の内容をパートタイム労働者に周知することも必要です。

周知方法としては、「就業規則に記載」「労働条件通知書に記載」「事業所内の掲示板での掲示」「社内メールやイントラネットでの告知」などがあります。

3. 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（パートタイム労働法第13条）

事業主は、雇用するパートタイム労働者から求めがあったときは、その待遇を決定するにあたって考慮した事項を説明しなければなりません。

ポイント1) パートタイム労働法第9条では、全てのパートタイム労働者について「正社員との均衡を考慮しつつパートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験などを勘案し、その賃金を決定するように努める」こととされています。

説明に当たっても、これらパートタイム労働法の趣旨を踏まえた説明が必要であり、例えば賃金の決定方法について説明を求められた場合、「パートタイム労働者だから賃金は円」との説明では責任を果たしているとは言えません。

パートタイム労働法の詳細については

「パート労働ポータルサイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)もご活用ください。

お問い合わせ先：茨城労働局雇用均等室（TEL：029 - 224 - 6288）

労働委員会の窓から 平成25年12月1日～平成26年1月31日

審査事件・・・当該期間中に4件の係属事件が終結しました。現在3件が係属中です。

終結事件の概要

事件名	業種	申立年月日	申立事項	終結状況
H24(不)2号事件	教育, 学習支援業	H24.6.19	1 組合に対する通知文の撤回 2 懲戒処分 of 撤回 3 謝罪文の交付・掲示	平成25年12月18日, 当事者双方に申立事項を一部救済する命令書を交付し, 事件は終結。
H24(不)3号事件	卸売業, 小売業	H24.7.20	1 原職復帰 2 誠実団交応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付・掲示	平成25年12月26日, 取下書の提出により事件は終結(関与和解)。
H24(不)4号事件	道路旅客運送業	H24.7.26	1 原職復帰 2 団交応諾	平成26年1月22日, 当事者双方に申立事項を一部救済する命令書を交付し, 事件は終結。
H25(不)5号事件	地方公務	H25.11.13	1 再度採用選考をするよう採用選考実施機関への促し	平成25年12月20日, 取下書の提出により事件は終結(取下げ)。

調整事件・・・当該期間中に新規申請が1件ありました。

また, 当該期間中に1件の係属事件が終結しました。現在1件が係属中です。

新規事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株)N 争議	教育, 学習支援業	H25.12.9 労働組合	組合員の労働条件の不利益変更の撤回

終結事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(株)L 争議	建設業	H25.10.23 労働組合	団体交渉の応諾	平成25年12月20日, あっせん員協議のうえ, 労使各あっせん員がそれぞれ個別折衝を行ったところ, 労使双方が早期に団体交渉の事前の打合せを開催のうえ, お互いの立場を理解, 尊重し, 意思疎通を十分に図り, 誠意をもって交渉に臨むこととする旨のあっせん案を受諾したことから, あっせん解決として終結。

個別あっせん事件・・・当該期間中に係属した事件はありませんでした。

平成 25 年における労働委員会の活動状況を報告します

1. 調整事件

(1) 平成 25 年における調整事件の取扱件数は 6 件で、すべて組合側からの申請でした。この内訳は、前年からの繰越しが 1 件、新規申請が 5 件でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「教育、学習支援業」が 2 件、「金融業、保険業」、「製造業」及び「建設業」が各 1 件でした。

(2) 平成 25 年に係属した事件 6 件のうち、5 件が終結し、1 件は翌年に繰り越しました。終結状況は、あっせん案受諾による解決が 1 件、取下げが 1 件、不開始が 1 件、打切りが 2 件でした。

2. 審査事件

(1) 平成 25 年における不当労働行為事件の審査の取扱件数は 9 件でした。この内訳は、前年からの繰越しが 4 件、新規申立てが 5 件でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「製造業」が 1 件、「運輸業、郵便業」が 1 件、「卸売業、小売業」が 1 件及び「地方公務」が 2 件でした。

(2) 平成 25 年に係属した事件 9 件のうち、5 件が終結し、4 件は翌年に繰り越しました。終結状況は、命令が 2 件、関与和解が 2 件、取下げが 1 件でした。

3. 個別的労使紛争に係るあっせん事件

(1) 平成 25 年における個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は 4 件で、すべて労働者による新規申請でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」及び「製造業」が各 1 件でした。

(2) 平成 25 年に係属した事件 4 件はすべて終結しました。終結状況は、解決が 1 件、不開始が 3 件でした。

(3) 平成 25 年に労働委員会に直接相談のあった個別的労使紛争に関連するものは 73 件（個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会 8 件含む）でした。

相談内容は、「経営又は人事」に関するものが 28 件、「労働条件等」に関するものが 22 件、「賃金等」に関するものが 7 件、「職場の人間関係」に関するものが 5 件及び「その他」が 11 件でした。

労働委員会制度について

(1) 労使間の問題は、当事者による自主解決が原則です。

しかし、自主解決が困難な場合、労使紛争の解決にあたるための公的機関が労働委員会です。

(2) 茨城県労働委員会は、労働組合法に基づいて設置された県の行政機関です。

労働委員会には、各都道府県に設置されている都道府県労働委員会と、国に設置されている中央労働委員会があります。

(3) 労働委員会は、下表のとおり、公・労・使の三者構成からなる合議制の機関です。

茨城県労働委員会においては、15人の委員で構成されています。

委員構成	委員の性格・任命
公益委員 5人	公平な第三者の性格を持ち、労働者委員及び使用者委員の同意を得て知事が任命します（弁護士、大学教授等）。
労働者委員 5人	労働者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、労働者側の事情を正しく反映する立場にあり、労働組合の推薦に基づき知事が任命します（労働組合の役員等）。
使用者委員 5人	使用者の代表者ですが、単なる利益代表ではなく、使用者側の事情を正しく反映する立場にあり、使用者団体の推薦に基づき知事が任命します（企業経営者、会社役員等）。

労使紛争の解決には、中立・公平であることが一番大切であるため、このような仕組みになっています。

また、労働委員会には、公益委員の中から委員の互選によって選ばれる会長・会長代理と、委員を補佐し事務を整理するための事務局がおかれています。

(4) 労働委員会の役割は、調整的役割と判定的役割に区分されます。

調整的役割

労働争議の調整、公益事業における争議行為の予告通知の受理等

判定的役割

不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示等

【お問い合わせ】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029 - 301 - 5563（総務調整課） 029 - 301 - 5568（審査課）

E-mail roudouji@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/inkai/tirou/tirou.htm>

勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう

県内には、13箇所の勤労青少年ホーム及び7箇所の働く婦人の家があり、中小企業等で働く青少年や女性労働者の福祉の増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化教養等の余暇活動を行う場を提供しています。

詳細については、各勤労青少年ホーム及び働く婦人の家へお問い合わせください。

勤労青少年ホーム一覧

名称	所在地	電話番号
水戸市勤労青少年ホーム	水戸市五軒町 1 - 2 - 12	029 - 226 - 3161
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市文京町 9 - 2	029 - 822 - 7921
古河市古河勤労青少年ホーム	古河市幸町 3 - 43	0280 - 32 - 2197
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市北利根 10	0280 - 92 - 2505
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市石岡 2149 - 3	0299 - 24 - 0322
結城市勤労青少年ホーム	結城市結城 196 - 1	0296 - 33 - 3191
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市砂沼新田 15	0296 - 43 - 7423
常総市勤労青少年ホーム	常総市水海道栄町 2680 - 1	0297 - 23 - 0667
高萩市勤労青少年ホーム	高萩市高浜町 1 - 42	0293 - 23 - 7177
取手市立勤労青少年ホーム	取手市白山 5 - 1 - 1	0297 - 73 - 5671
ひたちなか市勤労青少年ホーム	ひたちなか市勝田中央 14 - 2	029 - 272 - 5883
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市稲吉 2 - 6 - 25	029 - 831 - 5896
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町長井戸 1689 - 1	0280 - 87 - 5858

働く婦人の家一覧

名称	所在地	電話番号
水戸市勤労女性センター	水戸市五軒町 1-2-12	029 - 226 - 3161
日立市女性センター	日立市鮎川町 1-1-10	0294 - 36 - 0554
古河市働く女性の家	古河市北利根 10	0280 - 92 - 2505
下妻市働く婦人の家	下妻市今泉 240	0296 - 43 - 7929
取手市立働く婦人の家	取手市白山 5-1-1	0297 - 73 - 5671
つくば市働く婦人の家	つくば市沼田 40-2	029 - 866 - 2127
かすみがうら市働く女性の家	かすみがうら市稲吉 3-15-67	029 - 831 - 2234

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
 3月号 第680号 〒310-8555 水戸市笠原町 978番 6
 平成26年3月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>